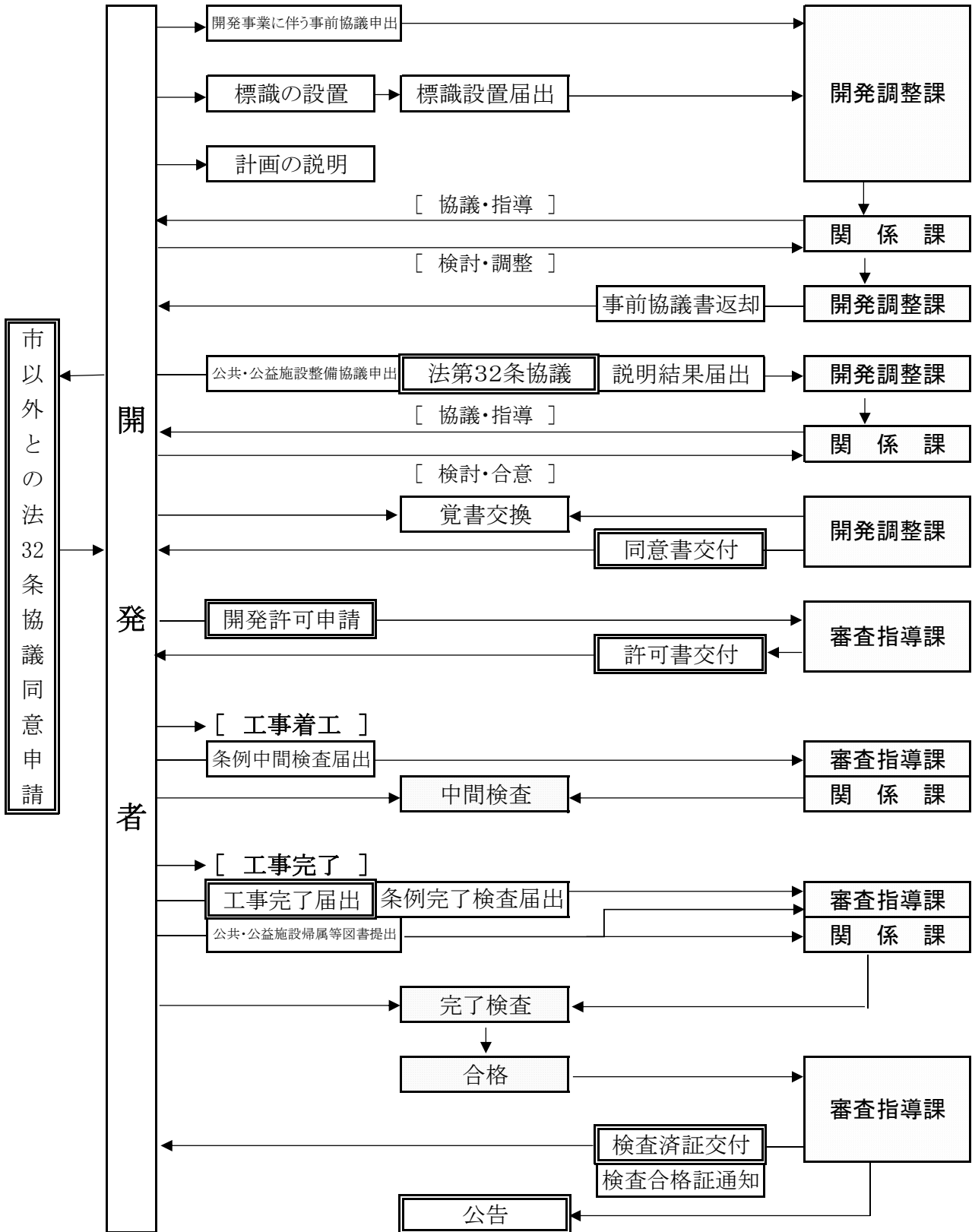


# 都市計画法に基づく開発許可申請について

## 手続の流れ



※要否判定、不要証明等手続きが必要な場合は、事前協議前に行うこと。

※開発許可をもって、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可とみなされる場合、別途同法による手続きが必要な場合があります。(盛土規制法のフロー参照)

法による手続